1 社会福祉法人

指導監査等の区分		実施内容	令和7年度実施対象法人
一般監査	定期 指導監査	原則として3年に1度の周期で厚生労働省の 定める「指導監査ガイドライン」に基づき実 地において実施	
	臨時 指導監査	法人の運営等に問題が発生した等の場合に随 時実施	
特別監査		不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある、最低基準に違反があると疑うに足る理由がある等、運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施	

2 社会福祉施設等

①民間保育所・児童館

指導監査等の区分		実施内容	令和7年度実施対象施設等
一般指導監査	定期 指導監査	毎年1回書面により実施し、概ね3年に1度 の周期で実地により実施	【実地】3施設 愛泉幼児園、吉川保育園、花崎保育園 【書面】11施設 加須保育園、三俣第一保育園、三 俣第二保育園、三俣第三保育園、 志多見保育園、戸川保育園、不動 岡第二保育園、不動岡保育園、に しき保育園、みなみ保育園、リト ル花保育園
	随時 指導監査	緊急かつ重大な不正や権利侵害の恐れ等を内 容とする苦情・通報を受けた場合に随時実施	
特別指導監査		不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある、最低基準に違反があると疑うに足る理由がある等、運営等に重大な問題 を有する施設を対象として随時実施	

②特定教育·保育施設等

	指導監査等の区分		実施内容	令和7年度実施対象施設等
	集団指導	制度改正や過去の指導事例等により指導が必要となる事項が発生したときに、施設の設置 者等を一定の場所に集めて講習等の方法によ り実施		
		運営状況等について関係者から関係書類等を 基に説明を求める方法により、概ね3年に1 回の割合で実地または書面において実施	【実地】3施設 愛泉幼児園、吉川保育園、花崎保 育園 【書面】5施設 市立幼稚園のうち、花崎北、騎西中 央、北川辺 大利根ふじこども園、認定こども園騎 西桜が丘	
	監査		通報・苦情等の要確認情報や、重大事故に関する情報等を踏まえ、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実地において随時実施	

③認可外保育施設等

指導監査等の区分		実施内容	令和7年度実施対象施設等	
報告徴収	通常 報告徴収	運営状況について、原則として毎年1回、自己検査を実施の上、文書により報告を求めることで実施	全6施設及び居宅訪問型事業者 (ベビーシッター) 1名	
		運営状況報告の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合等で、問題があると考えられる場合に、随時報告を求める		
立入検査	通常 立入検査	原則として毎年1回、立入を行う (新規届出施設については、開設届受領から 1か月以内に実施)	全6施設及び居宅訪問型事業者 (ベビーシッター) 1名	
	特別 立入検査	重大な事故が発生した場合や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、施設に問題があると認められる場合等に、随時立入を行う		

④特定子ども・子育て支援施設等

④特定子ども・子育て支援施設等 - 指導監査等の区分 - 実施内容 - タ和7年度実施対象施設等				
1日守 正正、	集団指導	制度の改正、施設等利用費の請求の実態、過去の指導事例等により指導が必要となる事項が生じたときに、特定子ども・子育て支援提供者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う 新たに確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等にあっては、当該確認から概ね1年以内に実施		
指導	実地指導	運営基準の遵守状況等、提出された書面に関する質問等を行う面談方式により、集団指導の実施状況や埼玉県が行う指導監督・立入調査等に関する事務の状況等を勘案して行う	○ 庁田児女市坐・惡白의田国ニ	
監査		著しい運営基準違反が確認された場合や施設 等利用費の請求に、不正又は著しい不当が認 められる場合等、違反疑義等についての情報 があり、特に必要があると認める場合におい て実施		

⑤放課後児童健全育成事業

②				
指導監査等	等の区分 アンディ	実施内容	令和7年度実施対象施設等	
通常報告徴収	年次 点検報告	運営状況について、原則として毎年1回、自 己検査を実施の上、その結果について文書に より報告を求めることで実施	全施設	
特別報告徴収	特別報告	運営状況報告の内容に疑義がある場合や、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が寄せられた場合等で、問題があると考えられる場合に、随時報告を求める		
立入調査	通常 立入調査	原則として3年に1回、立入を行う	【実地】6施設 愛泉学童クラブつばさ組、愛泉学 童クラブおおぞら組、高柳けやき 学童クラブ、鴻茎おおぞら学童ク ラブ、東小学童クラブの会きらき らキッズ、東小学童クラブの会き らきらキッズ第2 【書面】上記以外の27施設	
	特別 立入調査	重大な事故が発生した場合、利用者からの苦情、相談、又は事故に関する情報等が寄せられている場合等で、事業所に問題があると考えられる場合等に、随時立入を行う		

⑥指定介護サービス事業所

⑥指定介護サービス事業所				
指導監査等	の区分	実施内容	令和7年度実施対象事業所	
指導	集団指導	過去の実地指導における指導事項の説明や法 改正等の最新情報など、適正な運営に向け必 要な情報について、事業者等を一定の場所に 集め講習等の方法により原則として毎年1回 実施	市内の居宅介護支援、地域密着型 サービス、介護予防支援事業所	
	運営指導	事業所を訪問し、施設見学及び関係書類の検査、関係者からのヒアリング等の方法により、原則として指定期間内(6年)に1度実施	ぎさケアマネ事務所、居宅介護支	
監査		通報・苦情・相談等に基づいて入手した情報等により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実地により 実施		

⑦指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所

指導監査等の区分			人和刀左车中拉针布拉凯等
相等監査等の区分		実施内容	令和7年度実施対象施設等
指導	集団指導	サービス等の取扱い、相談支援給付等に係る 費用の請求の内容、制度改正の内容及び運営 基準等の内容、過去の指導事例等について講 習等の方式により実施	
	実地指導	事業者の事業所において、サービス等の取扱い及び給付に係る費用の請求等に関する事項等について関係者から関係書類等を基に説明を求める方法により、概ね3年に1回の割合で実施	利根北障がい者相談支援センター
監査		通報・苦情等の要確認情報や、重大事故に関する情報等を踏まえ、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実地において随時実施	